

静岡県水循環保全条例第16条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を水源保全地域として指定するため、同条第3項の規定に基づき、当該指定の案を令和5年6月2日から1月間、縦覧に供する。

なお、同条第4項の規定に基づき、当該公告に係る水源保全地域の住民、土地所有者等及び利害関係人は、当該指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

令和5年6月2日

静岡県知事 川勝平太

1 水源保全地域の名称

静岡市水源保全地域、浜松市水源保全地域、沼津市水源保全地域、熱海市水源保全地域、三島市水源保全地域、富士宮市水源保全地域、伊東市水源保全地域、島田市水源保全地域、富士市水源保全地域、磐田市水源保全地域、焼津市水源保全地域、掛川市水源保全地域、藤枝市水源保全地域、御殿場市水源保全地域、袋井市水源保全地域、下田市水源保全地域、裾野市水源保全地域、湖西市水源保全地域、伊豆市水源保全地域、御前崎市水源保全地域、菊川市水源保全地域、伊豆の国市水源保全地域、牧之原市水源保全地域、東伊豆町水源保全地域、河津町水源保全地域、南伊豆町水源保全地域、松崎町水源保全地域、西伊豆町水源保全地域、函南町水源保全地域、清水町水源保全地域、長泉町水源保全地域、小山町水源保全地域、吉田町水源保全地域、川根本町水源保全地域、森町水源保全地域

2 水源保全地域に含まれる土地の区域

図面のとおり

図面は静岡県くらし・環境部環境局水資源課、静岡県庁県民サービスセンター、静岡県下田総合庁舎、静岡県熱海総合庁舎、静岡県東部総合庁舎、静岡県富士総合庁舎、静岡県静岡総合庁舎、静岡県藤枝総合庁舎、静岡県中遠総合庁舎、静岡県浜松総合庁舎及び静岡県北遠総合庁舎に備え置くほか、静岡県ホームページ内に掲載する。

ホームページURL:<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/suido/suishigen/1052286/index.html>

3 意見書の提出方法等

(1) 記載事項

意見を提出しようとする者の氏名、住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、連絡先（電話番号や電子メールアドレス等）、水源保全地域の名称及び意見の内容

(2) 提出期間

令和5年6月2日から令和5年7月3日まで（必着）

(3) 提出方法

電子メール又は郵送による。

(4) 提出先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県くらし・環境部環境局水資源課

電話番号 054-221-2289

E-mail mizu_shigen@pref.shizuoka.lg.jp